

日本バプテスト神学校 学校案内

【 沿 革 】

日本バプテスト神学校は、日本バプテスト同盟の伝道者養成のために建てられている学校である。

1972年、日本バプテスト同盟は、それまで伝道者養成の働きを委託してきた関東学院大学神学部の廃止に伴い、伝道者養成の働きを全く独自の形で推進することを決定し「宣教研修所」を設立した。「宣教研修所」では、他の神学校・神学部で学んでいる学生と連絡を取りながら、バプテストとしての学びを集中的に行い、1982年より、関東学院大学の旧神学館を教室として拝借し、本格的に伝道者養成の働きを開始した。近隣教会の牧師、関東学院大学、また関東学院女子短期大学の教師が協力し、伝道者養成の業が継続されてきた。そして、宣教研修所設立24年目の1996年度に、宣教研修所の伝道者養成部門を「日本バプテスト神学校」と名称変更を行い新しい歩みを開始した。以降は、養成部門を「日本バプテスト神学校」とし、研究・研修部門は「宣教研修所」として働きを継続している。1997年「日本バプテスト神学校」の校舎・宿舍の建設が完成し、日本バプテスト同盟の伝道者養成に新しい息吹を与えた。

宣教研修所及び日本バプテスト神学校の教師コースの卒業生は110余名を数え、各方面で働いている。また、信徒コース修了者も40名を超え、それぞれの教会・伝道所で奉仕している。

【 学生心得 】

学生は、すべての事柄の第一に祈りをおきましょう。個人的な事情や様々な困難の中にあっても、学びをおろそかにせず、神学研究に参与することを特別に与えられた神の恵みと受け止め、真摯に学びましょう。伝道者として召された自覚を確認し、全国の教会・伝道所の祈りと貴い献げもの、奉仕によって運営される当校で学ぶことを感謝し、神学研究を通して教会に奉仕するものと造りかえられていきましょう。学業中に起こる様々な問題や葛藤を、神学校教師、教会教師、そして共に学ぶ仲間と共に分かち合い、祈り乗り越え、神の計画に基づく献身の道を進んでまいりましょう。

神学校では、共同生活を行っていますので、他の学生の学びの妨げになるような態度を慎み、良識をもって生活することを心がけてください。

【 学期と評価 講義日程中の注意 】

＜前期＞ 4月 1日より7月31日まで

＜後期＞ 9月 1日より1月31日まで

授業への出席が全体の3分の2に満たない者は単位取得を認められない。遅刻しないこと。遅刻、怠学は、神への誠実を欠く行為である。自己管理につとめ、事故防止、回避を心がけ、授業出席を大切にすること。やむを得ない事情が生じた場合は連絡をすること。休講、時間割変更などについての連絡を受け取った場合には連絡受領を知らせること。

各科目の合格点は60点以上とする。

成績評価の方法は各担当者が定めている。単位認定は校長の責任において行う。

授業を欠席する場合は、事前に担当教員と神学校に事前に連絡をすること。

教会実習（通年、集中）を欠席しないこと。やむを得ない事情が生じた場合は、実習先の教会教師とフィールドワーク担当者に必ず事前に連絡をすること。各講義への出席は、登録をし、学生として入学を許可され、校長と担当教員から講義への出席を許可された学生のみである。見学、途中聴講などは、その都度、所属教会の代表役員の推薦と承諾をもって書面で申し出、校長の許可が事前に必要となる。

【 図書利用について 】

本校図書を利用できるのは、在学生、教員、職員、および校長が認めた者である。

図書は、参考図書（辞典類）、注解書、禁帯出図書以外を借りることができ、貸出を希望する場合には事務所備え付けの「図書貸し出しノート」に必要事項を記入の上、貸し出しを受ける。返却の場合も同様の手続きを行う。図書は共用財産であるので勝手に持ち出し、返却を遅延させてはならない。図書の貸し出しは、一人一回5冊以内で期間は2週間とする。図書貸し出しは午前9時から午後4時まで。休暇中の貸し出し・返却については別途協議する。なお、図書室の利用については午前9時から午後4時までとする。

【 施設利用について 】

校舎の整理整頓、清掃に努める。全学生が校内清掃時間には協力して清掃すること。節電をはじめ、水道光熱費の削減に協力し、併せて防火意識を高くもつこと。

自家用車で登校は原則禁止とする。身体的な事情や、やむを得ず車で登校する場合はあらかじめ主事に連絡し、許可をとること。継続的に自家用車で登校する学生は近隣の駐車場に契約すること。なお、自家用車での登校によって登下校中に事故に遭遇しても当校での保険対象にはならない。従って、原則自家用車登校は禁止であることを留意すること。寮生の駐輪については寮生活の項を参照すること。

避難、通報訓練に参加し、建物の維持管理に積極的に参与すること。

コピー機の使用は、白黒1枚10円。カラー1枚30円。ミスプリントも換算した上で、事務室でコピー代を支払うこと。

戸塚伝道所との協力を心がけ、水曜日の夜、日曜日に行われる集会に支障のないよう、構内美化に努める中で、共有施設である自覚をもって利用すること。

【 課程と在学期間 】

当校には下記の課程とコースがある。

I 基礎課程

1. 信徒伝道者養成コース（原則1年）

- （1）バプテスマを受領し、教会生活をしている者
- （2）所属教会の推薦を受けている者

II 神学専門課程

1. 教師養成コース（原則3年）

- （1）バプテスマ受領後、一年以上教会生活をしている者
- （2）伝道者としての召命を明確に自覚し、将来同盟加盟協会・伝道所、その他で伝道者として働くことを希望する者
- （3）所属教会の推薦を受けている者
- （4）高専、短大、大学卒業以上の学力を有している者

2. バプテストコース（原則1年）

- （1）他の神学校、または大学神学部を卒業した者で、教師養成コース入学資格の（1）から（3）を有する者（他の神学校については確認を要す）

【学 費】

＜教師養成コース、信徒伝道者養成コース共通＞

入学金	2万円（入学年度のみ） （日本バプテスト同盟加盟の教会以外の信徒は3万円）
維持管理費	年間3万円（教室生のみ・毎年納入） （日本バプテスト同盟加盟の教会以外の信徒は6万円）
授業料	教師養成コース 年間12万円（毎年納入） （日本バプテスト同盟加盟の教会以外の信徒は18万円） 信徒伝道者養成コース 年間12万円

オンライン事務費 1科目5千円（オンライン受講生のみ。年間、毎年納入）

入学金、維持管理費、授業料、オンライン事務費を、4月末日までにゆうちょ払込票をもって各自納入すること。納入された諸費はいかなる事情においても返還しない。

＜科目履修・聴講の場合＞（一年単位で更新）

所属教会の推薦を得て、所定の入学願書を提出した者は、当該年度に開講される講義を履修、聴講することができる。

学費は以下の通りである（科目履修、聴講共通）

入学金	2万円（初年度のみ） （日本バプテスト同盟加盟の教会以外の信徒は3万円）
維持管理費	年間3万円（初年度のみ、オンライン受講生は不要） （日本バプテスト同盟加盟の教会以外の信徒は6万円）
授業料	一科目 年間 2万円 （日本バプテスト同盟加盟の教会以外の信徒は3万円）
オンライン事務費	1科目5千円（オンライン受講生のみ。年間、毎年納入）

初めて科目履修・聴講する場合は、入学式、オリエンテーションに出席すること。

科目履修生は、登録をし、講義で指定されたレポート、試験を受け合格した場合は単位が認定され、後に教師養成コース入学を希望した場合にはこれらの単位は換算される。

聴講生は、単位取得のために学ぶ学生たちの学業に支障をきたさぬよう授業へ参加をするものとする。

科目履修・聴講生の場合も、他の学生と同じく施設利用の注意を守り、神学校管理運営に協力し学びを進めていただきたい。

【奨 学 金】

神学専門課程の学生には「日本バプテスト同盟 伝道者養成奨学金規程」が適用される。

＜給付奨学金＞

「日本バプテスト同盟 伝道者養成奨学金規程」に基づき、神学専門課程の学生は毎年度申請し、年額28万円の給付を受ける。

ただし、卒業後日本バプテスト同盟加盟の教会・伝道所、協力団体に伝道者として就任しない者、また就任後三年以内に伝道者としての職を辞任した者は、給付を受けた奨学金の全額を返還しなければならない。

<特別奨学金>

日本バプテスト同盟の神学専門課程の学生には、日本バプテスト同盟の医療費を援助する特別奨学金の制度がある。神学生及びその家族が不慮の疾病・事故等により、就学に支障をきたすと認められる場合、伝道者養成部委員会の判断において特別奨学金を給付することができる。特別奨学金の額及び期間は、伝道者養成部委員会の議決により決定する。

<貸付奨学金>

貸付金は月額5万円で、年間60万円、貸付期間は3年以内。希望者は連帯保証人と連名で申請する。伝道者養成部委員会にて審議した上で、貸付金の決定を受ける。返済は卒業後6ヶ月を経た後、毎月2万円を完済するまで返済する。無利息。

学生寮案内

<入寮について>

当校で学びを希望する者は、学生寮に入寮することができる。

入寮を希望し、認められた者は入寮することができる。寮生活の注意事項を守り、寮生活を送ること。

荷物は各自の部屋に収納できる物のみとする。共有スペースなどに私物を大量におかない。寮の部屋には、ベッド、本棚、クローゼット、机、がある。寝具類は各自持参のこと。また、食堂には調理器具と冷蔵庫、電子レンジ、トースター、電気ポットがある。共有スペースには風呂、トイレ、洗面所、洗濯機がある。トイレトーパー、台所回り品などの消耗品については寮生の自己負担で準備すること。

<寮費納入>

月額2万円。原則として年間24万円を一括納入すること。月払いの場合は、滞納しないように前月末までに払込票にて神学校へ納入すること。

寮生として生活はしないが、講義日程期間中に荷物を特定の部屋に置き、定期的に宿泊予定のある学生は、4月中に主事に申し出をし、宿泊日をあらかじめ告げることとする。但し、部屋の利用期間中は鍵を持つことはできない。

入寮希望者は定められた期日までに「入寮願い」を提出し校長の許可を得る。

<生活時間>

以下の部屋の使用を、講義期間中、原則として次の時間までとする。午後5時以降の施設利用者は、各自責任をもって戸締りをする。

図書室 9:30-21:00まで 集会室 21:00まで。

<鍵について>

貸与する鍵の管理は各自で行うこと。万一紛失したときは、速やかに主事に申し出ること。

また、鍵の取り換え等にかかる費用は自己負担となる。

<部屋替え>

使用する部屋は年度ごとに替える。部屋替えは年度末に行い、在寮期間中に同じ部屋を使わない。
部屋替え時には、それまで使用した部屋を徹底的に清掃すること。

<退 寮>

退寮する場合は、一ヶ月前には主事に申し出ること。寮費の精算を行い、各自荷物の搬出をして清掃し、不用品などを残さないようにする。鍵の返却をもって退寮とする。

なお、他の寮生との共同生活が損なわれるような行為を行う者は退寮を命ずることがある。

<電 話>

電話連絡手段（固定電話契約、携帯など）は各自が用意すること。神学校事務所では個人への電話の取次ぎを行わない。連絡先番号を神学校事務所に設定しないように。また、各自の連絡先を主事に伝え、変更がある際はすみやかに届け出ることとする。

<車 両>

通学に際し、オートバイ、原付、自転車などを利用することができる。但し各自いずれか一台とするように。なお、自家用車での通学は認めない。

<動物の飼育>

寮室、共有スペース内でのペットの飼育はできない。

<暖 房>

各部屋設置のエアコンを使用するように。石油ストーブ、電気ストーブ等は使用してはならない。

<節 電>

常に節電を心がける。エアコンの消し忘れに注意し、消灯確認をして部屋を出るように。

<戸締り>

出入りに際しては、各自戸締りをすること。窓、ドアの施錠を必ずするように。

<清 掃>

各自の部屋の清掃はもちろん、風呂、トイレ、食堂の清掃を進んで行うように。また学生は、一斉清掃に必ず参加するように。

<ゴミ出し>

食堂のゴミは寮生が責任をもって朝8時までに所定の収集場所まで出すこと。それ以外のゴミは各自で処理する。

（可燃ごみ：月・金）（リサイクル紙ごみ：水）（プラスチックごみ：木）（資源ごみ：土）大型のゴミについては戸塚区の決まりに従って各自が廃棄処分すること。

<冷蔵庫>

1階食堂の冷蔵庫は共有とする。冷蔵室・冷凍室も内部の整理、清潔に心がけ、長期放置のないようにすること。

<寮生以外の宿泊>

寮生が自室に寮生以外を宿泊させることはできない。家族、友人などの来訪がある場合は、集会室を利用する。なお、宿泊を希望する場合は事前に校長の許可を取り、ゲストルームを有料で使用する。

<避難訓練>

法定で定められている避難訓練を神学校が実施する際は必ず参加し、災害時避難の経路などを確認し、日ごろから防災意識を高く持つこと。

<宅配便などの受け取り>

前もって到着がわかっている小包、宅急便等の荷物は出来るだけ各自が受け取るように。

<郵便物の宛名>

〒245-0061 横浜市戸塚区汲沢1-24-9

「日本バプテスト神学校 内 ○○○○ 宛」とする。

電 話 045-866-3150（個人の連絡先にすることはできない）

FAX 045-443-5033